

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和 4 年度）

住 所 京都市右京区太秦下刑部町 1 2 番地

事業者名 京都市交通局
代表者名 公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅のホームと車両の乗降口に段差を有する駅及び車両	駅のホームと車両の乗降口の段差をできるだけなくした新型車両（2 編成）を導入する。（令和 4 年度）	計画どおり実施済
車両の車いすスペースの確保	車いすスペースを 1 編成につき 2 か所以上設けるとともに、各スペースの広さを 1,300mm 以上×750mm 以上確保した新型車両（2 編成）を導入する。（令和 4 年度）	計画どおり実施済

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示装置、車内放送装置の維持管理	3 か月に 1 回の点検を行い、必要に応じて修繕を行うなど、維持管理する。（令和 4 年度）	計画どおり実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
移動の支援、声掛け及び誘導案内	駅係員が目の不自由な方や車いす利用者などに対して、積極的に支援のお声かけをするとともに、それ以外の方々にも御希望に応じた移動の補助等を行う。（令和 4 年度）	計画どおり実施済
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに 3 0 人配置する。（令和 4 年度）	計画どおり実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示装置を搭載した新型車両の導入	フルカラー液晶の車内案内表示装置を搭載した新型車両（2 編成）を導入する。（令和 4 年度）	計画どおり実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者・高齢者の接遇に関する民間資格	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が交通事業者向けに実施している高齢の方や障害のある方に対する接遇・介助研修を受講させ、「交通サポートマネージャー」の資格を有する駅係員を新たに30人養成する。(令和4年度)	計画どおり実施済
新規採用駅係員への研修	新規採用駅係員の研修時において、障害のある方を講師とした研修を実施する。(令和4年度)	新規採用なし
接遇研修の実施	全ての駅係員及び乗務員が受講する定期教育訓練において、高齢の方又は障害のある方等への対応や人権に関する知識を深める教育訓練を実施する。(令和4年度)	計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内放送による啓発	優先座席のゆずりあいに関する啓発放送を行い、利用者への呼びかけを行う。(令和4年度)	計画どおり実施済
優先座席エリアへの床面シート貼り付け等	優先座席エリアの床面への「必要とされている方に座席をおゆずりください」等のメッセージを表記したシート貼り付けなど、利用者への呼びかけを行う。(令和4年度) ※床面シートの貼り付けは平成29年度に実施	計画どおり実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・新型コロナウイルス感染対策のため、視覚に障害のある方に対する声かけ等をお願いするポスターを掲出、ティッシュを配布、駅構内放送を実施した。
- ・ウェブサイトや電話などで寄せられる要望を担当部署内で共有するとともに、取組の改善に活用した。
- ・障害者団体との意見交換を実施し、対応等について協議した。
- ・ハード面の主管課を本局内の高速鉄道部技術監理課、ソフト面の主管課を高速鉄道部運輸課としてバリアフリーの取組を推進した。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

--

Ⅱ. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	37 編成 222 (両)	3 編成 18 (両)	3 編成	0 編成	0 編成	31 編成	37 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	37 編成 222 (両)	3 編成 18 (両)	3 編成	0 編成	0 編成	31 編成	37 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	